

# 確定申告のお知らせ

## 税の申告が始まります

平成29年分の所得税の確定申告と平成30年度の町県民税（住民税）の申告受付が始まります。申告の必要がある人は忘れずに期限内に申告してください。

### 申告が必要な人

#### ○住民税申告が必要な人

平成30年1月1日現在、町に住民登録をしている人で、以下の収入所得がある人

- ◆農業・営業・不動産などの事業収入がある人
- ◆土地や家屋、山林などの譲渡収入がある人
- ◆雑収入(個人年金など)、一時収入(満期返戻金など)、配当収入がある人
- ◆公的年金の収入額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人

※所得税の納付申告は不要ですが、住民税申告が必要になる場合があります。次に当てはまる場合は、役場で「町県民税の申告」が必要です。

- ①収入が、公的年金などに係る雑所得のみの人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の障害者控除、医療費控除、生命保険料控除などの追加や修正をするとき
- ②収入が公的年金などに係る雑所得以外に、個人年金、農業、営業、不動産などの所得があるとき。所得が20万円以下の場合でも対象

#### ◆収入が、遺族・障害年金など非課税収入のみである人

収入が非課税収入だけの場合、所得税申告は不要ですが、町県民税の申告が必要です。

#### ◆29年中収入のなかった人

自分自身には全く収入がなく、税法上誰の被扶養者にもなっていない場合も町県民税の申告が必要です。

申告会場に来ることができない場合は、3月15日(木)までに税務課へ電話でお知らせください。

#### ○申告しないと…

申告が必要なのに申告しなかった場合、住民税申告をしないと所得証明の発行ができない、医療・福祉・保育などの判定や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の負担費用の計算(算定)や軽減の判定、医療・福祉・保育などのサービスが受けられないなど不利益があります。必ず申告しましょう。

なお、所得税の確定申告をする人は住民税の申告は必要ありません。

#### ○所得税の確定申告が必要な人

##### ◆給与収入があり、次のいずれかの事項に該当する人

- ・収入が2000万円を超えた人
- ・2カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与所得が20万円を超えた人
- ・中途退職などの理由で年末調整していない人
- ・給与のみの収入で社会保険料控除、医療費控除、扶養控除・住宅ローン控除などを受けて所得税の還付申告をする人

##### ◆公的年金があり、次のいずれかの事項に該当する人

- ・公的年金のみの収入で、所得税の還付や納付の申告をする人
  - ・公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人
- ※公的年金の収入額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人は、所得税申告は不要ですが、住民税申告が必要になる場合があります。

##### ◆農業・営業・不動産、雑所得(個人年金など)、一時所得(満期返戻金など)、譲渡所得(土地や建物売買・収用など)等の所得合計が所得控除額の合計額を超えた人

### 申告受付用紙（役場申告相談会場に来場の際、下記の欄に記入の上、受付へ提出してください。）

申告者氏名	申告内容（該当する項目すべてに印をつけてください。）		
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 農業所得がある（ <input type="checkbox"/> 免税肉用牛の販売がある）		
住 所 紫波町	<input type="checkbox"/> 営業所得がある		
税務署から確定申告書又はハガキが送られてきましたか？ は い ・ いいえ	<input type="checkbox"/> 不動産所得（地代・家賃）がある		
パソコンで申告書を作成してみませんか？ は い ・ いいえ	<input type="checkbox"/> 給与収入がある（ <input type="checkbox"/> 年末調整未済 <input type="checkbox"/> 2カ所以上から受給）		
※係員記入欄	<input type="checkbox"/> 公的年金収入がある		
	<input type="checkbox"/> 個人年金の収入がある		
	<input type="checkbox"/> シルバー人材センターなどからの報酬がある		
	<input type="checkbox"/> 利子・配当収入がある		
	<input type="checkbox"/> 満期返戻金などによる収入がある		
	<input type="checkbox"/> 退職金の所得がある		
	<input type="checkbox"/> 次の控除を申告する（申告する控除に印をつけてください） <input type="checkbox"/> 医療費控除 <input type="checkbox"/> 社会保険料控除 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除 <input type="checkbox"/> 寄附金控除 <input type="checkbox"/> 寡婦寡夫控除 <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除 <input type="checkbox"/> 扶養控除		
	<input type="checkbox"/> 住宅借入金控除（2年目以降のみ） 以前から住宅借入金控除を受けていて、今年の分の控除を受ける申告をする場合		
	<input type="checkbox"/> 上記以外の申告（ ）		
	受 付	相談開始	終 了
	<input type="checkbox"/> 収支事前作成済		

※申告内容により順番が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 申告相談に必要なもの（紫波町会場用）

㉗所得を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与・公的年金がある人→源泉徴収票(原本)</li> <li>・事業所得(農業・営業など)がある人→収支内訳書とその収入・経費が分かる帳簿 ※肉用牛の場合、肉用牛販売証明書</li> <li>・個人年金がある人→支払金額・必要経費・源泉徴収額が分かる通知</li> <li>・満期保険金→支払明細書や確定申告用通知</li> <li>・その他、所得が分かる支払明細など</li> </ul>
㉘控除を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費控除→医療費控除の明細書、領収書</li> <li>・スイッチOTC薬控除→スイッチOTC薬控除の明細書、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを証明する書類 ※詳細は裏面の「平成30年度の主な改正点」参照</li> <li>・社会保険料控除→領収書</li> <li>・小規模企業共済等掛金控除→領収書</li> <li>・生命保険料控除→控除証明書（原本）</li> <li>・地震保険料控除→控除証明書（原本）</li> <li>・寄付金控除→領収書(原本)</li> <li>・障害者控除→障害者手帳、介護保険被保険者証</li> <li>・住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)→2年目以降の場合、29年分住宅借入金特別控除申告書、住宅取得資金に係る年末残高証明書 ※住宅ローン控除初回の場合は、アイーナ会場で申告してください。</li> </ul>
㉙本人確認書類	運転免許証や保険証 ※マイナンバーカードを持参する場合は不要
㉚認め印、㉛申告者名義の通帳と通帳印、㉜申告者のマイナンバーカード、またはマイナンバー通知書、㉝税務署から送付された申告書やハガキ	

コトニサシ

### 税務署からの お知らせ

## 確定申告は2月16日(金)からアイーナで行うことができます

**2/18(日)・2/25(日)も開催**

アイーナに申告相談・確定申告書作成会場を開設します。

#### ●開設場所 アイーナ(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

(注)税務署には申告書作成会場を設置していません。また、無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

#### ●開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)の平日と2月18日(日)・2月25日(日)

#### ●開設時間 午前9時～午後4時 申告書作成に1時間以上かかる場合があります。午後3時前の来場にご協力ください。

○申告書や申請書にはマイナンバーの記載が必要となります。

《問合せ》盛岡税務署 ☎622-6141(代表) 音声案内で「0」を選んでください。

# 2月16日(金)から3月15日(木)まで 町県民税(住民税)と所得税の 申告相談・申告書作成会場を開設します

## ◆受付日程など

- ・期 間……………2月16日(金)～3月15日(木)
  - ・時 間……………午前9時～11時・午後1時～3時
  - ・会 場……………役場 3階 会議室301
  - ・地区割……………下の申告相談日程表をご覧ください。
  - ・持参するもの……………本紙裏面に記載しているものなど、申告に必要なもの
- ※役場庁舎駐車場は、利用台数が限られているため混雑が予想されます。紫波中央駅前駐車場などをご利用ください。



## ※以下に該当する所得税申告の場合は、アイーナ会場での申告をお願いします。

- 住宅借入金等特別控除(初回控除の人、連帯債務のある人)
- 株式または先物取引 ○不動産の売却、収用
- 外国税額控除 ○相続の保険金 ○雑損控除

## ◎災害で資産に損害を受けたとき

災害によって住宅や家財などに損害を受けた人は、所得税法に定める雑損控除などが受けられる場合があります。あらかじめ盛岡税務署で相談後、アイーナ会場で申告してください。

## 申告相談受付日程

日程	受付時間				
	午前9時～11時		午後1時～3時		
2月16日	金	赤沢	1区～4区	赤沢	5区～8区
19日	月	佐比内	1区～4区	佐比内	5区～9区
20日	火	彦部	1区～3区	彦部	4区～7区
21日	水	彦部	8区～10区	長岡	1区～5区
22日	木	長岡	6区～8区	長岡	9区～11区
23日	金	水分	1区～4区	水分	5区～8区
26日	月	水分	9区～13区	志和	2区～4区
27日	火	志和	5区～8区	志和	9区～12区
28日	水	志和	13区～16区	志和	17区～21区
3月 1日	木	古館	1区～3区	古館	4区～6区
2日	金	古館	7区～8区	古館	9区～10区
5日	月	古館	11区～13区	古館	14区～16区
6日	火	古館	17区～19区	日詰	1区～4区
7日	水	日詰	5区～8区	日詰	9区～11区
8日	木	日詰	12区～14区	日詰	15区～17区
9日	金	日詰	18区～21区	赤石	1区～2区
12日	月	赤石	3区～5区	赤石	6区～7区
13日	火	赤石	8区～9区	赤石	10区～11区
14日	水	赤石	12区～13区	赤石	14区～15区
15日	木	赤石	16区～17区	赤石	18区～20区

## 盛岡税務署からのお知らせ

### 自宅で、都合の良い時間に 申告書が作れます

#### 【国税庁ホームページ活用のお勧め】

○確定申告書は、自宅で作成し郵送などで提出できます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

★確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能!

★自動計算機能により、計算誤りのない申告書などを作成!

★申告書データを保存しておけば、翌年の申告でも利用可能!

#### 【国税電子申告・納税システム(e-Tax)利用でさらに便利】

○国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。

詳しくはe-Tax(イータックス)ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

## 申告相談の受付方法について

次の書類は、事前に作成し申告会場へ来場してください。作成していない場合は、必要な書類を作成していただいた後に申告相談を受け付けます。会場内の混雑、待ち時間短縮のためにもご了承ください。

### ◆収支内訳書の作成

事業収入のある人は、収支内訳書を持参してください。収支内訳書の作成または収支内訳の計算・項目ごとの集計が終わっていない場合は、集計が終わるまで申告相談の受付ができません。必ず事前に準備してください。

農業収支内訳書作成については、下記日程で相談会を開催しますのでご活用ください。

### ◆医療費控除明細書の作成

医療費控除、スイッチOTC薬控除を受ける際には、事前に明細書を準備してください。明細書の記入がない場合は申告相談の受付ができません。

従来の医療費控除の場合は、金額の集計のみでも構いませんが、領収書は税務署に提出していただく場合があります。

## 平成30年度の主な改正点 医療費控除が変わりました

### ①明細書添付が必要

29年分から領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書を添付することが必要になりました。領収書は、5年間の保存が必要です。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入が省略できます。

なお、31年分までは経過措置として、医療費の領収書添付でも受付可能です。

### ②セルフメディケーション税制【スイッチOTC薬控除】

29年分から33年分までの医療費について、特例の控除が設けられました。健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み(注1)を行っている人が、29年中に本人または本人と生計を一緒にする配偶者など、その他親族のために特定一般医薬品(スイッチOTC医薬品)を購入した場合、8万8000円を上限に所得控除を受けることができます。

(注1)一定の取り組みとは…健康の保持増進疾病予防のため、健康診断、特定健康診断、定期健康診断、がん検診、予防接種を受けることです。対象となるスイッチOTC医薬品は約1700品目あります。ドラッグストアなどで対象医薬品を購入した場合、領収書に※マークなどで表示されています。

この控除を受ける際には、次の書類の提出が必要です。

- (1)一定の取り組みを証明する書類 29年中に受診した健診・予防接種の領収書や検査結果の写し
- (2)スイッチOTC薬控除の明細書 購入した薬局や薬品の名称、金額などを記載した明細書

**重要** 医療費控除は、従来の控除①または特例②どちらか一方だけ控除を受けることができます。併用はできません。控除について、詳しくは国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。また、明細書用紙は役場税務課に備え付けてあります。国税庁のホームページからダウンロードもできます。

## 農業収支内訳書作成相談会を開催します

農業などの事業収入を申告する際は、収支内訳書が必要になります。

農業所得があり、役場で所得税の確定申告、住民税の申告をする人を対象に、農業の収支内訳書作成相談会を下記日程で開催します。事前申し込みは必要ありませんので、都合の良い日程でご参加ください。

なお、青色申告の方は対象外です。

※役場税務課に農業収支計算用ノートを用意しています。収入と経費の分類に活用してください。

### 農業収支内訳書作成相談会

- ◆期 間 2月6日(火)～8日(木)
  - ◆時 間 ・午前の部 午前9時～11時  
・午後の部 午後1時30分～3時30分
  - ◆会 場 役場 3階 会議室301
  - ◆持ち物 ・前年の農業収支内訳書の控え  
・帳簿や伝票、生産組合精算書など収支の分かる書類  
・筆記用具  
・計算機
- ※帳簿や伝票は、収入と経費の科目ごとに分けて集計するなど事前準備をしてください。

## 申告相談の 問合せ先

盛岡税務署 ☎622-6141 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>  
紫波町役場 税務課 課税室 ☎672-2111 内線2274・2275・2276